

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

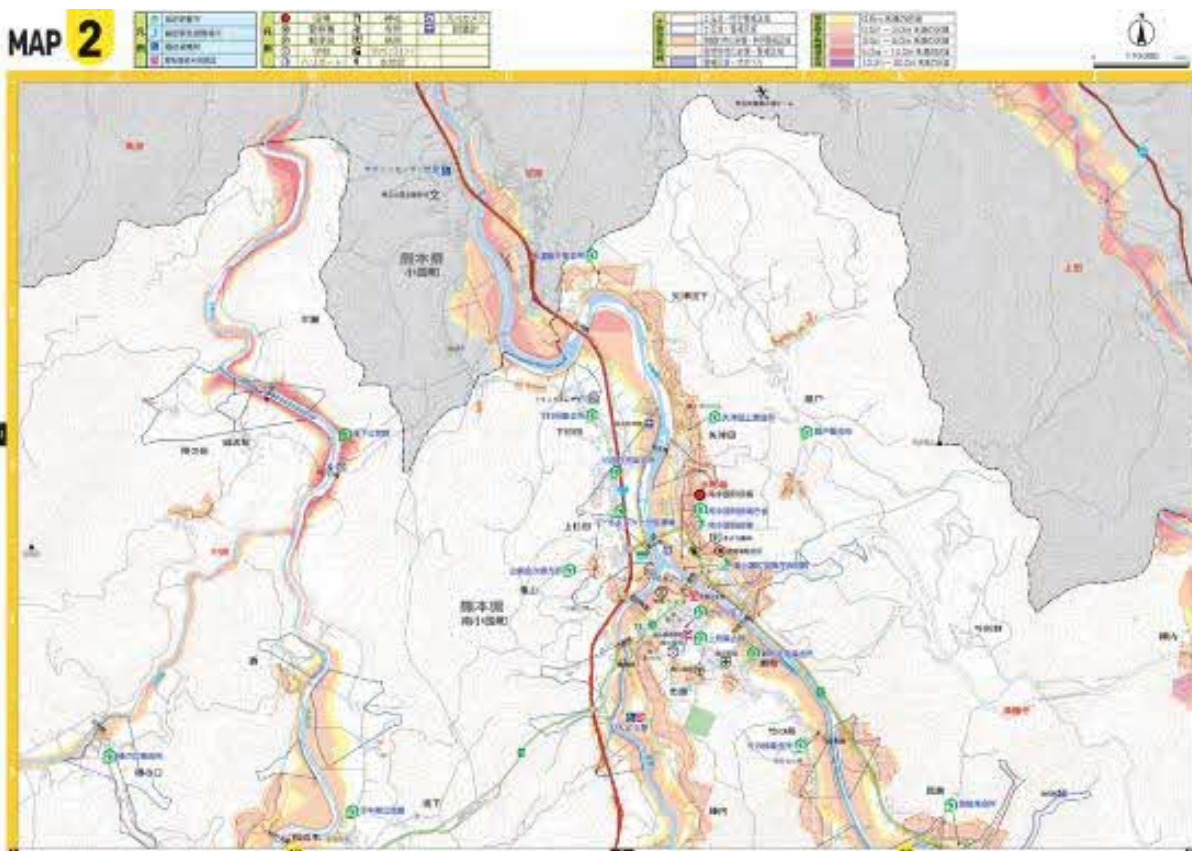
(1) 地域の災害のリスク

① 地形・地質等

南小国町は、阿蘇外輪山と九重連山に抱かれた標高 430 メートルから 945 メートルに及ぶ中山間地域で一部は阿蘇くじゅう国立公園に属している。地形は起伏に富み、総面積の約 85%が山林原野で占められている。町の中央部を、九州最大の河川である筑後川の源流となる大小の 7つの河川が北へと流れ、その流域には谷底低地が形成されている。

地質は主に火山岩から成り、阿蘇カルデラの北側に位置し、北に向かって緩やかに傾斜する地形が特徴的である。河川沿いの低地は砂礫、粘性土、泥炭質土などで構成される地盤である。過去の度重なる火山活動によって形成された火砕流堆積物が広範囲に分布しており、一部では古い花崗岩も見られる。地震発生時には、地盤の液状化の可能性も指摘されている。

(洪水・土砂災害：引用：南小国町防災マップ (ハザードマップ))
赤馬場地区

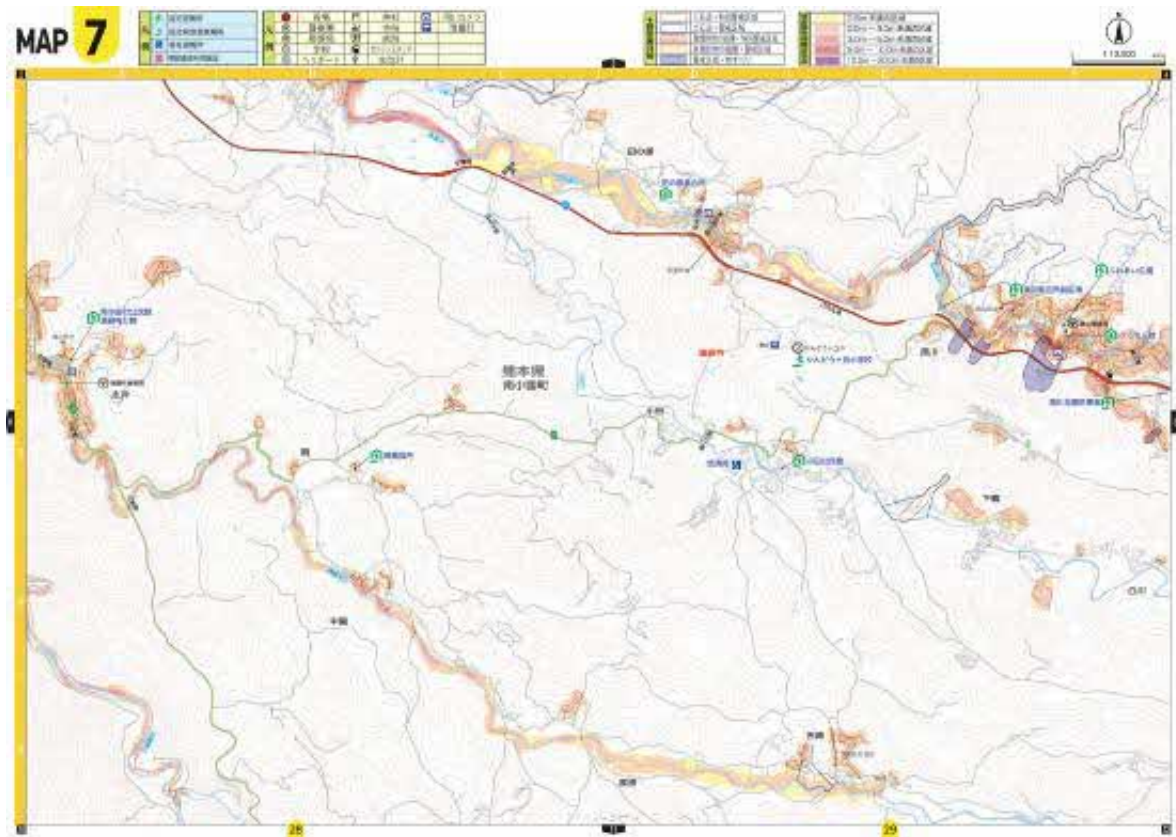


本町のハザードマップによると、本会や役場などが立地する赤馬場地区や黒川温泉など観光産業が多く立地する満願寺地区においても、河川沿いの広い範囲で 3.0m (一部 5.0m 以上) を超える浸水が予想されている。また、山間部では土石流警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所

も多く、大雨・台風時には複合的な災害リスクが存在する。

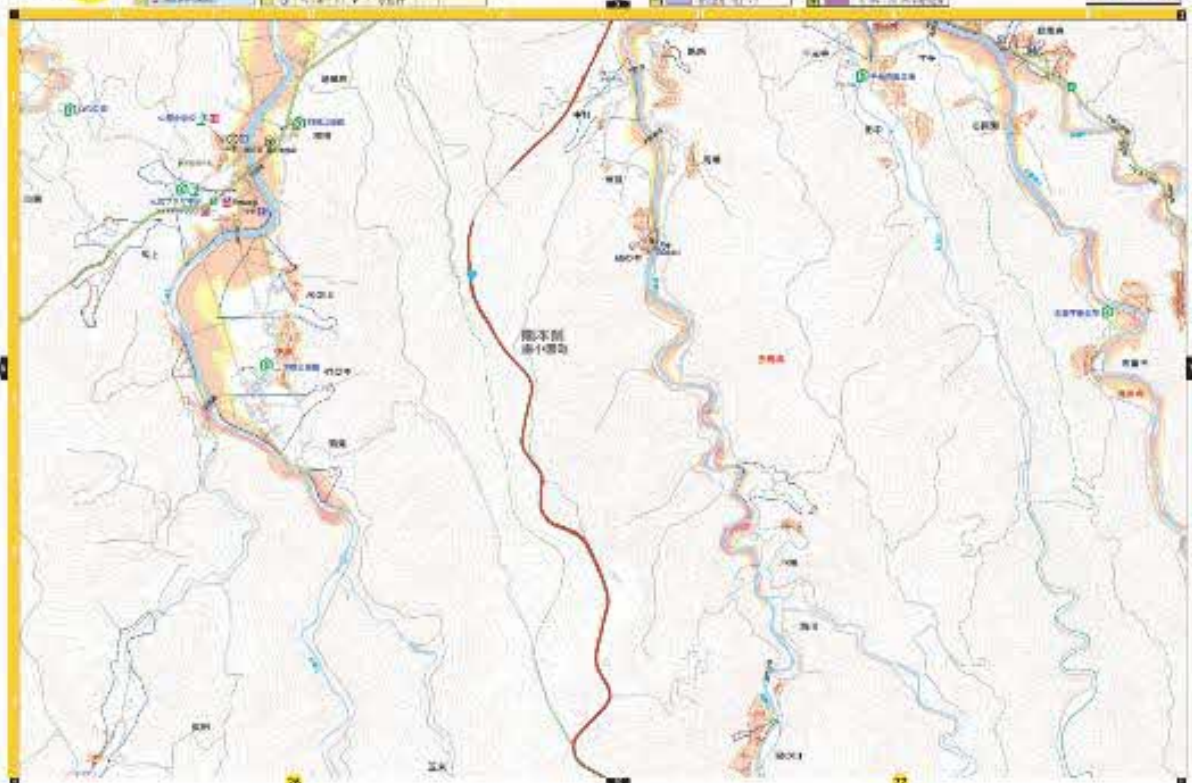
商工業者へのリスクとしては、赤馬場地区においては、商工会及び役場機能の停止による復旧支援の遅れ、中心商店街の浸水による店舗・設備（什器・商品）の汚損、主要道路の寸断による孤立化が想定される。

満願寺地区



満願寺地区においては、温泉地としての観光インフラの毀損、道路寸断による宿泊客の孤立、長期的な宿泊予約のキャンセル、観光客の風評による商圈喪失などが想定される。

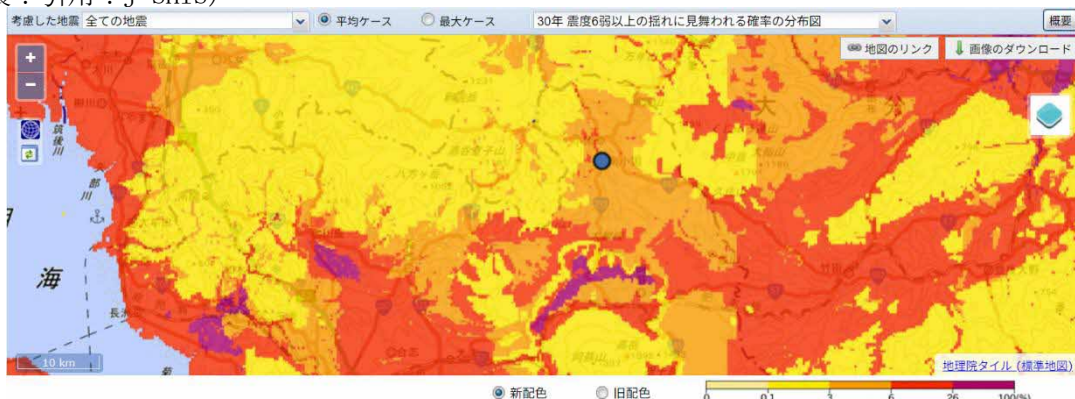
MAP 6



中原地区においては、幹線道路である国道212号・442号線周辺の冠水等により、物流の停滞、地区外への通勤・配送の寸断などのリスクが想定される。

町内の主要産業である観光関連産業が被災することで、町内産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

(地震：引用：J-SHIS)



地震ハザードステーションの防災地図によると、町内全体が震度6弱以上の地震が今後30年間で3%~6%の確率で発生すると言われている。商工業者へのリスクとしては、山間地である満願寺地区は、黒川温泉をはじめ旅館など多くの宿泊施設が集積しており、建物の倒壊、復旧の長期化、復旧費用の高額化、宿泊客の帰宅困難化などが想定される。町内にはこういった宿泊業者への商品納入など行っている小規模事業者も多く、宿泊業のサプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。

(その他と想定されるリスク)

町は、標高 430m～945mの高地に位置しているため、冬期には降雪による幹線道路の通行止めによる物流の停滞などのリスクが想定される。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。本町の主要産業である宿泊業では、サイバー攻撃による顧客情報の漏洩等のリスクへの対策が急務となっている。

(過去の被害状況)

・平成24年7月 「九州北部豪雨」

未曾有の豪雨により、町内各地で土砂崩れや河川の氾濫が発生した。特に、筑後川水系の増水により広範囲で浸水被害が生じたほか、道路の崩落により主要な交通網が遮断された。これにより、本町の基幹産業である観光業においては、夏休みの書き入れ時にもかかわらず、宿泊キャンセルが相次ぐなど甚大な経済的損失を被った。また、農林業においても農地の流出や林道の損壊など、事業基盤そのものが脅かされる事態となった。

建物被害

半壊1棟、床下浸水8棟

インフラ・その他

町内各地で崖崩れが発生。国道212号及び442号、県道等の主要幹線道路において、法面崩壊や路肩決壊による通行止めが複数箇所が発生し、物流および観光客の往来が一時的に遮断された。また、農地や林道の損壊が多数発生した。

・平成28年4月 「熊本地震」

平成28年4月に発生した熊本地震では、本町においても震度5強(前震)・震度5弱(本震)を観測した。建物の一部損壊に加え、阿蘇大橋の崩落やトンネル損傷など、阿蘇地域全体の交通インフラが壊滅的な打撃を受けた影響は極めて大きかった。本町への直接的な被害に加え、「阿蘇地域全体が被災地である」というイメージによる風評被害が発生し、長期にわたる観光客の激減を招いた。サプライチェーンの寸断や広域的なインフラ停止が、小規模事業者の経営を即座に圧迫する現実が浮き彫りとなった。

建物被害

半壊1棟、一部損壊316棟

インフラ・その他

町庁舎や小中学校などの公共施設において、外壁のクラックや内装材の落下等の被害が発生。道路においては、路面の亀裂や隆起が多数確認された。また、阿蘇大橋の崩落や俵山トンネルの不通など、阿蘇地域への主要アクセスルートが長期寸断されたことによる経済的な間接被害が甚大であった。

・令和2年7月 「令和2年7月豪雨」

令和2年7月の豪雨では、筑後川水系の上流域にあたる本町でも河川の氾濫や崖崩れが多発した。一部の宿泊施設や飲食店で浸水被害が発生したほか、山間部の集落へ続く町道が寸断され、一時孤立状態となる地域も発生した。本災害は新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期と重なり、避難所運営や復旧作業において感染症対策との両立を迫られる「複合災害」となった。これにより、従来の

防災対策のみならず、感染症等の新たなリスクも想定した事業継続計画（BCP）の策定が急務であることが再認識された。

建物被害

筑後川水系（田の原川等）の増水により、河川沿いに立地する温泉旅館や飲食店において床上・床下浸水が発生。また、土砂流入による建物被害も散見された。

インフラ・その他

大雨による土砂崩れで町道の寸断が発生し、一部の集落や宿泊施設が一時孤立状態となった。農地等の冠水被害や林地崩壊も多数発生した。

（２） 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 262名（平成26年度経済センサス参照）
 - ・ 小規模事業者数 196名（平成26年度経済センサス参照）
- （うち事業継続力強化計画に取り組んでいる小規模事業者は3者）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 （うち事業継続力 強化に取り組んで いる者）	備考 （事業所立地状況 等）
商工 業者	卸売・小売業	57	47 (0)	町内に広く分散
	宿泊・飲食サービス	100	49 (2)	満願寺地区、国道、 県道沿線
	製造業	17	16 (0)	町内に広く分散
	建設業	39	39 (1)	町内に広く分散
	その他	49	45 (0)	町内に広く分散
	合計	262	196 (3)	

（３） これまでの取組

1) 本町の取組

- ・ 南小国町防災会議の実施（年1回）
- ・ 地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年1回）
- ・ 防災マップの作成と南小国町住民へ防災ハザードマップの周知

2) 本会の取組

- ・ 南小国町が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・ 本町の主要産業である宿泊業において、大規模自然災害発生時の宿泊者及び日帰り客への対応について、町づくり会社である（株）SMO南小国と一緒に宿泊関係者のグループワークを実施した。
- ・ 事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・ 事業者BCPの策定支援、見直し支援として、町内事業者を訪問指導した。
- ・ 事業者BCPを策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。
- ・ 訓練実施済みの事業者に対して、訓練の結果に基づく計画の見直しを支援した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

・町内小規模事業者を訪問し、事業者BCPの策定に係る指導	延べ20者
・町内主要産業である宿泊業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率	2%
・事業継続力強化に関するセミナー	年1回開催
・南小国町商工会青年部所属事業者にて連携型事業継続力強化計画作成に向けて商工会と中小機構と連携し策定中。	26者
・防災訓練の実施	未実施

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだ少なく、策定済みの事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。発災時の初動対応や連絡体制が個々の事業者の「経験」に頼っており、組織的な事業継続力が不足している。
- ③ 地域の自然災害等リスクについて本会、本町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ④ 本計画の実行にあたって、保険、共済や資金繰りに対する助言を行える本会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者覧や本会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 指導員一人当たり年間5事業者以上の策定支援を最低目標とし、会員事業者を災害発生危険度によりピックアップした上で、計画的な巡回指導を行う。
- ③ 本町総務課・まちづくり課、本会年1回以上の評価委員会（連絡協議会）を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ④ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う本会経営指導員の不足については、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合と連携し、必要に応じてセミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、本会職員向けに研修や勉強会等を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町内の主要産業である宿泊業が多く集積する満願寺地区、役場や商工会が立地する地域経済圏の中心である赤馬場地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能維持を図ることで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・策定後は新たに発生するリスクや南小国町が実施する防災訓練等の積極的な参加を促し、訓練結果を事業者BCPの見直しに反映させる見直し指導を実施する。
- ・支援においては、町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が2%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険・共済の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 事業者BCPの策定・見直し支援

年3者（計画5年間で累計15者以上）

- ② 町内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率
5%
- ③ 主要産業である宿泊業の小規模事業者においては策定率
10%
- ④ 地域経済の中心である満願寺地区の小規模事業者の策定率
15%
- ⑤ リスクファイナンスの推進として、損害保険・共済への加入確認を巡回指導時に徹底する。
年間20者以上
- ⑥ 上記目標達成のため、セミナー、説明会を開催する。
年1回

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、南小国町と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

・経営発達支援計画に則って実施する町内事業者を対象とした経済動向調査の際に、事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況等の聞き取りを実施する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・巡回指導及び窓口指導時に、南小国町総合防災マップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・令和7年度に南小国町が策定した「南小国町防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時の混乱なく、管内事業者に対して応急対策等に取り組めるようにする。また、大規模的な感染症発生時には、国や県の示す感染症予防マニュアルに基づき、応急対策等に取り組めるようにする。

・南小国町商工会公式 LINE アカウントや町のお知らせ端末、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・サイバー攻撃対策として、IPA（情報処理推進機構）のガイドライン等を活用し、情報セキュリティ対策の啓発を行う。

・インフルエンザ感染や大規模な感染症等は、いつ、どこで発生するか分からず、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者 BCP 策定件数	3	3	3	3	3
専門家派遣件数	3	3	3	3	3
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

※セミナー開催については、本会と広域連携を組んでいる小国町商工会との共催分も含む。

(3) フォローアップ

- ・南小国町と連携し、町主催の防災訓練への参加を促す。
- ・観光客が多い黒川温泉地区において、町・黒川温泉観光旅館組合等と連携して合同訓練を実施する。
- ・事業者 BCP 策定済みの事業者に対し、巡回指導時等に訓練・計画の見直しについての指導を行う。(年 3 者程度)
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者 BCP 取組状況 のフォローアップ件数	3	3	3	3	3

(知見の共有及び事業継続力の底上げ)

- ・本会公式 LINE 等で域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・商工会青年部などの地理的連携型や町内に事業者のうち割合が高い宿泊業など同業種連携型での連携型事業継続力強化計画の策定を視野に入れ、事業者間の情報交換を支援する。

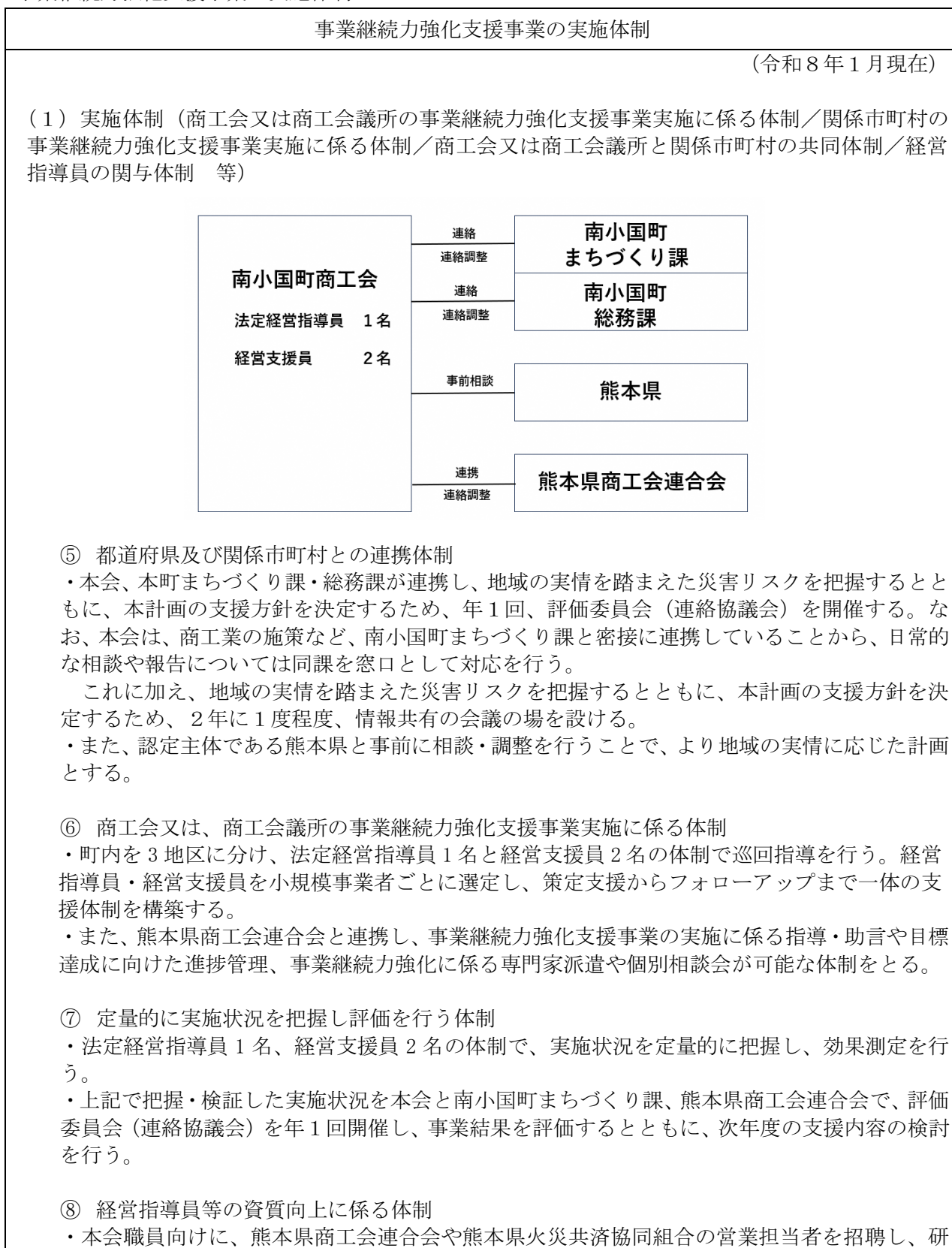
(関係機関等の連携)

- ・熊本県商工会連合会・熊本県火災共済協同組合の営業担当職員や、ジブラルタ保険会社保険募集人の派遣を依頼し、事業者の災害や感染対策リスクファイナンスに係るセミナーや個別相談会を実施する。
- ・事業者 B C P 策定への計画書策定にあたり、必要に応じて、熊本県商工会連合会のエキスパートバンクによる専門家を招聘し、適切な助言による事業者支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼及び本会と小国町商工会共催による災害対策セミナー等を行う。

その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



修会や勉強会等を開催して、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

吉村 和美 (連絡先は後述)

② 当該経営指導員による情報提供及び助言 (手段、頻度、等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③ 広域経営指導員の当否

経営指導員 吉村 和美 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

〒869-2401 熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 1900 番地の 1

南小国町商工会

TEL : 0 9 6 7 - 4 2 - 0 1 4 2

FAX : 0 9 6 7 - 4 2 - 0 1 6 6

E-mail shokokail@mogbb.jp

② 関係市町村

〒869-2401 熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 1 4 3

南小国町まちづくり課

TEL : 0 9 6 7 - 4 2 - 1 1 1 1

FAX : 0 9 6 7 - 4 2 - 1 1 2 2

E-mail matidukuri@town.minamioguni.lg.jp

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
講師謝金	40	40	40	40	40
講師旅費	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、南小国町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

